

どうしよう？
と思ったら

市民相談案内

市民のしおり42～46ページに相談窓口の詳しい案内を記載しています

相談内容	問い合わせ
日常生活の悩み事▶多重債務▶行政・法律・公正証書▶税金・社会保険労務▶不動産・登記▶建築・住宅修繕▶マンション管理	広聴課 ☎224-5022
消費生活	消費生活センター ☎224-6162
児童虐待	児童虐待防止 SOS センター ☎0120-283-505
子育て・児童虐待 ひとり親家庭・離婚	こども家庭課 ☎224-5821
育児の悩み	子育て支援センター ☎247-6613
子育て施設サービス等利用支援	子育て支援センター ☎247-5010
教育全般	リベアラ ☎234-8333
いじめ	教育センター ☎236-1818
青少年の悩み事	少年指導センター ☎224-5724
性感染症・エイズ▶うつ・アルコール・ひきこもり	保健予防課 ☎227-5102
健康	健康づくり支援課 ☎229-4125
不妊・不育症	健康管理課 ☎229-4124
医療安全に関する相談	保健総務課 ☎227-5101
人権	さいたま地方法務局川越支局 ☎243-3824
高齢者(高齢者虐待・介護予防・認知症)	地域包括ケア推進課 ☎224-6087
障害者	障害者福祉課 ☎224-5785 ☎225-3033
障害者虐待	障害者虐待防止センター ☎227-4330 ☎226-7666
女性の悩み・DV	男女共同参画課 ☎224-5723
結婚・内職	市民相談室(ウエスタ川越3階) ☎249-7855
労働トラブル(仕事上の悩み)	雇用支援課 ☎227-5776
就職活動・雇用・若年未就労者	しごと支援センター ☎227-5775
外国人籍市民	国際文化交流課 ☎224-5506

実施日・相談内容などはお尋ねください▶予約が必要な相談があります▶電話番号などのかけ間違いにご注意ください▶交通事故相談(ウエスタ川越3階)は相談員不在のため、当分の間休止します

PICK-UP

教育や学校生活に関する相談

リベアラ ☎234-8333

教育や学校生活に関するさまざまな悩みについて相談員が応じます。相談内容の秘密は厳守されます。相談は無料です。

面接相談(予約制) ☎234-8333

相談日時…月～金曜日(祝・休日を除く)、午前9時～午後5時

電話相談 ☎234-8335

相談日時…月～金曜日(祝・休日を除く)、午前9時～午後4時

いじめ相談直通電話 ☎236-1818

相談日時…月～金曜日(祝・休日を除く)、午前9時～午後5時

▶土・日曜日、祝・休日(12月29日～1月3日を除く)、午前9時～正午

いじめ相談電子窓口

市ホームページの電子申請から相談できます。

消費生活の豆知識 その77 架空請求に注意!

事例

○「総合消費料金未納分訴訟最終通知書」と書かれたハガキが送られてきた。ハガキには「契約会社または運営会社から訴訟を提起されたことを通知する」「裁判取り下げ期日は●月●日で、連絡がない場合、原告の主張が全面受理される」「プライバシー保護のため必ず本人から連絡してください」等と書いてある。どうしたらいいのだろうか。

架空請求トラブルに関する相談

は、増加の一途をたどっています。以前はSMSを通じて架空請求メールがほとんどでしたが、最近はハガキを送付する方法も多くなっています。ハガキには「訴訟の取り下げには本人からの連絡が必要」と書かれていて、個人情報を得るために本人から連絡させるように誘導しています。「ハガキを読み、電話をしてしまった」等の相談が急増しています。

消費者へのアドバイス

① 個人情報聞き出されてしまう危険性があるため、ハガキの連絡先に電話をしないでください。

② 身に覚えのない料金を納付する必要はありません。1回でも支払ってしまうと、請求がエスカレートする可能性があります。

③ ハガキで訴状が届くことはありません。訴訟が提起された場合には、裁判所から郵便で「特別送達」と書かれた訴状が届きます。

④ 困ったときは、消費生活センターにご相談ください。

…9月1日(金)午前9時から電話・ファクスで消費生活センター

消費生活センター ☎224-6162
☎222-5454